

仕様書

1 業務の名称

九州国立博物館文化交流展示室の視覚障がい者向け案内リーフレット製作業務

2 業務の目的

九州国立博物館では、多様な人が博物館の楽しさを享受できるよう、令和元年度から手話通訳付きミュージアム・トークや視覚障がい者向け観覧ツアーなど、多岐にわたる取組を行っている。こうしたユニバーサル・ミュージアムへの取組として、点字や触知図によって展示室の広さや音声ガイド貸出の場所、休憩室の場所等の情報を、視覚に障がいがある人に提供し、安心して来館することができる環境を整備するものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 納入場所

福岡県立アジア文化交流センター（福岡県太宰府市石坂 4-7-2 九州国立博物館内）

5 業務の内容

九州国立博物館4階文化交流展示室の情報を、視覚に障がいがある人が認識しやすい手段で案内するリーフレットを製作するもの。

主な仕様は次のとおりとする。ただし、主な仕様に定めのない事項であって、本業務の目的を達成するために必要と考える事項については、受注者が提案すること。

- (1) 弱視、全盲及び介助者（晴眼者）に対応するデザインであること。
- (2) 展示室内の配置が分かる触知図を入れ、印字はUVインクを使用すること。展示室の平面図は、九州国立博物館作成のリーフレットを参考に描き起こすこと。
- (3) 文章及び地図中の文字に点字を付し、印字はUVインクを使用すること。また、点訳及び点訳の校正も本業務に含むこと。
- (4) 文章は、発注者が別途提供するが、概ね1,700字程度を想定している。
- (5) 用紙はUVインク対応の耐久性のあるものを使用し、館内での利用及び持ち帰りに適した寸法とすること。
- (6) 校正は3回以上とし、本紙にて色や点字、触知図等の最終校正ができること。
- (7) 印刷部数は1,000部とする。併せて、九州国立博物館ホームページへの掲載、リーフレットの増刷及び展示室のレイアウト変更等に伴うリーフレットの改訂に使用するため、リーフレットの電子データをAdobe PDF形式及びAdobe Illustrator形式で納

品すること。

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議を行い、承認を得たうえで製作すること。
- (2) 契約締結後 10 日以内に、業務の実施スケジュール等を明記した業務計画書を発注者に提出し、承認を得ること。
- (3) 業務の一部を再委託するときは、事前に発注者の書面による承認を得ること。
- (4) 本業務に関する成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、成果物の引渡時に発注者に譲渡し、又は発注者が無料で利用することを許諾すること。
- (5) 受注者は、業務上知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らし、又は業務外の目的に転用してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは発注者と受注者が協議して決定する。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。